

平成 23 年 10 月 4 日

## 第 7 回土地家屋調査士特別研修の実施について

「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うことができる  
土地家屋調査士としての認定を受けるための研修

日本土地家屋調査士会連合会

### 一、はじめに

司法制度改革という大きな国家的施策の一環として、全国の土地家屋調査士会に境界問題相談センター（総称）（以下「センター」という。）の設置を目標とし、各地の弁護士会との連携の下、平成 23 年 9 月 30 日現在、既に全国 48 会で設置が完了しています。また、残りの 2 会も全てが設置に向けて準備が進められています。

この 48 会の内、44 会は土地家屋調査士法第 3 条第 1 項第 7 号の規定による法務大臣の指定を受けており、15 会が、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR 法」という。）第 5 条の規定による法務大臣の認証を受け活動を行っていますが、この設置数は他の法律関連専門職種の中でも突出したものです。

一方、このセンターにおいて、国民の代理人として働く民間紛争解決手続代理関係業務認定土地家屋調査士（以下「ADR 認定調査士」という。）は、過去 5 回の土地家屋調査士特別研修（以下「特別研修」という。）の結果、4,512 名が誕生しましたが、全会員の 25.8%にとどまっており、この数字は、土地家屋調査士制度をさらに充実させていくためには、まだまだ、満足できるものとは言えません。

社会がますます高度化され、複雑化する中で、既存の一般業務である境界立会や東日本大震災に係る相談等においては、民法や民事訴訟法等の基礎的な知識の習得は不可欠となっています。

希望する者に代理権を付与する立法形式であること、或いは ADR 認定調査士の資格を得た者も実務経験が不足しており、業として満足できる域に達していないこと等、解決すべき課題はありますが、既に ADR 認定調査士として活動している会員からは、一般業務といえども、将来の紛争を見据えた業務ができるワンランク上の土地家屋調査士として社会的評価を受けている等、副次的な効果についても報告が届いています。

ADR 認定調査士とセンターは、車の両輪であり、センターの設置がほぼ全国に普及しつつある今日、そこで活動する国民の代理人としての ADR 認定調査士の拡大は焦眉の急を要する課題となっております。

## 二、民間ADR代理関係業務の実施

「土地の筆界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争」において、土地家屋調査士が「民間紛争解決手続代理関係業務」を行うには、従来の業務以上に高度な倫理意識、専門知識、素養が求められ、「信頼性の高い能力担保措置」を講じることが代理権付与の条件であり、この点は、全ての土地家屋調査士に認められている筆界特定の代理権と相違するところです。

民間ADR代理業務としての代理権付与の条件として、土地家屋調査士特別研修とこの業務を行うのに必要な能力を有すると認定を受けるための考査があり、それを修了し認定された者だけがADR認定調査士と認められるのです。

法律上は代理権を希望する者だけに必要な研修ですが、センターの実施者、調停員、相談員は勿論、未来に向かって会員を指導する本連合会の役員をはじめ、各土地家屋調査士会の役員には必須の研修内容であり、こぞって受講されることを強く要請することといたします。（※ 特別研修の担当役員等、考査の内容を知りうる立場にある者については、受講の制限があります。）

## 三、第7回土地家屋調査士特別研修

過去5回の特別研修を受講され、法務大臣から認定を受けた会員の多くは、新鮮な気持ちで業務とさらなる研修に取り組んでおられます。現在の代理権は弁護士との共同受任が条件であり、弁護士との交流に慣れておられない会員や、代理人の公正が従来の一般業務の公正と趣を異にする点等に不安を感じておられる会員もおられると思います。

連合会では、ブロック協議会及び土地家屋調査士会と連携・協力して、既に認定された会員の実務に役立つ研修会の立案や計画を支援し、また、弁護士との共同受任のルール創りを目的とした弁護士会との協議を開始しております。

既に、全国の土地家屋調査士会ではADR認定調査士を講師とした勉強会も実施されております。様々な問題を解決し前進するために、土地家屋調査士が法律関連専門職種との自覚の上に勝ち取った代理権を、少なくとも過半数の会員が獲得し、土地家屋調査士としての意志を社会に対し示す必要があります。

さらに、連合会は、法務省とも筆界特定制度と土地家屋調査士会ADRの連携について進めており、ADR認定調査士やセンターの存在価値は、ますます大きくなっていきます。

まだ認定を受けていない会員は、第7回土地家屋調査士特別研修を受講し、従来から行っている一般業務とADR業務の共通点や相違点を学び、新しい知識を習得され、一人でも多くの受講者が、ADR認定調査士として認定を受け、土地家屋調査士制度を担う一員として、新しい時代の土地家屋調査士像に想いを馳せていただきたく、多くの会員が受講されることが、更に大きな次の一步を得る必須要件であることをご認識いただくことを希望します。